

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童及び生徒(以下「児童等」という。)の生命及び身体を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大垣市補助金等交付規則(昭和46年規則第21号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、組積造(石造、れんが造、コンクリートブロック造)の塀及び門柱をいう。
- (2) 通学路 小学校及び中学校が児童等の通学の安全確保のために指定する道路の区間をいう。
- (3) 敷地 ブロック塀等の敷地と利用上一体となった土地をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、申請時において通学路であり、かつ、通学路に面するブロック塀等を撤去する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 通学路からの高さが1メートル以上(道路の傾斜等により部分的に1メートル未満となる部分を含む。)の市内に存するブロック塀等の基礎を含めて全部を撤去する事業であること。ただし、ブロック塀等が面する通学路が、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道に該当しないときは、通学路から高さ60センチメートルまで残すことができる。
- (2) 他の制度による補助等の対象となっていないこと。
- (3) 同一の敷地において、過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けていないこと。
- (4) ブロック塀等が、道路改良その他公共事業の補償対象となっていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1) 撤去しようとするブロック塀等を所有又は管理する者であること。
- (2) 大垣市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、ブロック塀等の撤去、運搬及び処分に要する費用(以下「工事費等」という。)とする。

2 補助金の額は、工事費等に2分の1を乗じて得た額と、撤去するブロック塀等の延長に1メートルあたり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、20万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事前確認)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付を申請する前に、市長に対し、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金に係る事前相談書(第1号様式)を提出し、当該ブロック塀等の確認を受けなければならない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、撤去工事の契約を締結する前に市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 平面図(ブロック塀等の位置及び延長並びに通学路の位置及び幅員を明記したもの)

(3) 撤去工事前の写真(全景、ブロック塀等の高さ及び通学路の幅員が分かるもの)

(4) 撤去工事の見積書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、予算の範囲内において交付を決定する。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の決定をしたときは、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により第7条の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第10条 第8条の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金変更交付申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたとき

は、変更交付額等を決定し、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第11条 補助事業者は、第9条又は前条第2項の通知を受けた撤去工事を中止しようとするときは、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業中止届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は第8条に規定する決定の日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事完了後の写真
- (2) 大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金(変更)交付決定通知書の写し
- (3) 撤去工事の契約書の写し
- (4) 撤去工事の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第13条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付額を確定し、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金確定通知書(第8号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付請求書(第9号様式)により、市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第16条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けたときは、ブロック塀等を撤去した敷地について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所に通学路からの高さが60センチメートルを超えるブロック塀等を設置してはならない。

- (1) 当該敷地に面する通学路が建築基準法第42条第2項に規定する道に該当する場合 当該通学路について建築基準法第42条第2項の道路の境界線とみなされる場所

(2) 当該敷地に面する通学路が前号の道以外の場合 通学路に面する場所
(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付取消通知書(第10号様式)により通知し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこの要綱に基づく市長の条件に違反したとき。

(2) 補助事業者が、補助対象事業に関して偽りその他不当な行為をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合に、当該取消しに係る補助事業者に対し補助金を交付しているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

大垣市長 様

住 所 〒 —

申請者 氏 名

電話番号 () —

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金に係る事前相談書

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のブロック塀等について撤去費用の補助を受けたいので、事前相談を申し込みます。

| | | | |
|--------|---|-------|-----|
| 所 在 地 | 大垣市 | | |
| 構 造 | 該当する項目に✓を付けてください。 <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 石造 <input type="checkbox"/> れんが造 | | |
| 高 さ | 前面通学路の路面から | | m |
| 通学路の幅員 | | | m |
| 市 使用 欄 | 通学路の指定 | 有 | 無 |
| | 道路の管理幅員 | m | |
| | 42条2項道路 | 該 当 | 非該当 |
| | ブロック塀等の高さ | m | |
| | ブロック塀等の延長 | m | |
| | 補助の可否 | 可 | 不 可 |
| | 申請者への連絡 | 年 月 日 | |

※ 太枠内に必要事項を記入してください。

第2号様式(第7条関係)

年 月 日

大垣市長 様

住 所 〒 —

申請者 氏 名 ㊞
電話番号 () —

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

| | | | |
|-------------------------|--|-----|--|
| 補助金交付申請額 | (A) | 円 | |
| 補助対象経費総額 (税抜金額) | (B) | 円 | |
| 撤去するブロック 塀 等 の 所 在 地 | 大垣市 | | |
| ブロック塀等の 高さ | m | | |
| ブロック塀等の 撤去延長 | (C) | m | |
| 補助金の額の計算 | (B) × 1/2 = | (D) | 円 (D)と(E)のうち少ない方の額(千円未満切捨て) (上限20万円) |
| | (C) × 10,000円 = | (E) | 円 (A) |
| 工期予定期間 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |
| 施工業者 | 会社名 | | |
| | 住所 | | |
| | 電話番号 | | |
| 添付書類 | 1 位置図 2 平面図(ブロック塀等の位置及び延長並びに通学路の位置及び幅員を明記したもの) 3 撤去工事前の写真(全景、ブロック塀等の高さ及び通学路の幅員が分かるもの) 4 撤去工事の見積書の写し 5 その他市長が必要と認める書類 | | |

第3号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

大垣市長

印

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

| | |
|------------|--|
| 受付番号 | |
| 補助事業に要する経費 | 円 |
| 交付決定額 | 円 |
| 補助金交付の条件 | <p>補助金交付要綱第17条に規定する次の項目に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。</p> <p>(1) 法令、この要綱又はこの要綱に基づく市長の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 補助対象事業に関して偽りその他不当な行為をしたとき。</p> <p>(3) (1)(2)のほか、市長が相当の理由があると認めたとき。</p> |
| 備考 | |

第4号様式(第10条関係)

年 月 日

大垣市長 様

住 所 〒 —

申請者 氏 名 ㊞
電話番号 () —

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金変更交付申請書

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

| | |
|-----------------|--|
| 補助金交付決定番号 | |
| 補助金交付決定通知日 | 年 月 日 |
| ブロック塀等の所在地 | 大垣市 |
| 変 更 の 内 容 | |
| 変 更 の 理 由 | |
| 補 助 金 交 付 決 定 額 | 円 |
| 補助金変更交付申請額 | 円 |
| 添 付 書 類 | 1 大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付決定通知書の写し 2 位置図 3 変更内容が分かる書類 |

第5号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

大垣市長

印

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

| | |
|------------|--|
| ブロック塀等の所在地 | 大垣市 |
| 変更前の交付決定額 | 円 |
| 変更後の交付決定額 | 円 |
| 補助事業の変更の内容 | |
| 補助金交付の条件 | <p>補助金交付要綱第17条に規定する次の項目に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。</p> <p>(1) 法令、この要綱又はこの要綱に基づく市長の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 補助対象事業に関して偽りその他不当な行為をしたとき。</p> <p>(3) (1)(2)のほか、市長が相当の理由があると認めたとき。</p> |
| 備考 | |

第6号様式(第11条関係)

年 月 日

大垣市長 様

住 所 〒 —

申請者 氏 名 ㊞
電話番号 () —

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業中止届

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった補助金交付申請について、事業を中止したので届け出ます。

中止の理由

第7号様式(第12条関係)

年　月　日

大垣市長　　様

住　所　〒　　—

申請者　氏　名　　印
電話番号　(　　)　　—

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金実績報告書

年　月　日付け補助金交付決定通知に係る事業が完了したので、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

| | |
|------------------|---|
| 補助金交付(変更決定)決定番号 | |
| 補助金交付(変更交付)決定年月日 | 年　月　日 |
| ブロック塀等の所在在地 | 大垣市 |
| 補助対象事業に要する経費 | 円 |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
| 撤去工事期間 | 年　月　日　～　年　月　日 |
| 添付書類 | 1 撤去工事完了後の写真 2 大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金(変更)交付決定通知書の写し 3 撤去工事の契約書の写し 4 撤去工事の領収書の写し 5 その他市長が必要と認める書類 |

第8号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

大垣市長

印

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

| | |
|--------------|-----|
| ブロック塀等の所在地 | 大垣市 |
| 補助対象事業に要する経費 | 円 |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
| 補助金の確定額 | 円 |

第9号様式(第14条関係)

年　月　日

大垣市長　　様

住　所　〒　　—

申請者　氏　名　　㊞
電話番号　(　　)　　—

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付請求書

年　月　日　　日付で確定通知を受けた補助金について、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|------------------|--------------|--|------------------|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 補助金確定通知番号 | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金の確定額 | | 円 | | | | | | | | | | | |
| 補助金請求金額 | | 円 | | | | | | | | | | | |
| 口座名義人 | | (フリガナ) 氏名 | | | | | | | | | | | |
| ゆうちょ 銀行以外の 銀行等 | 銀行 金庫協 店 | | | | | | | | | | | | |
| | 預金種目 (いずれかに○) | 普通・当座 | | 口座番号 (右詰め) | | | | | | | | | |
| ゆうちょ 銀行 | 通帳 記号 | | | 通帳番号 (右詰め) | | | | | | | | | |
| | 店名 | 店 | | 預金種目 (いずれかに○) | 普通・当座・貯蓄 | | | | | | | | |
| | 口座番号 (右詰め) | | | | | | | | | | | | |

※ 口座名義人は、申請者本人に限ります。

※ ゆうちょ銀行の通帳記号・番号は、通帳に記載された記号(5桁)、番号(8桁)を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の店名・預金種目・口座番号につきましては、ゆうちょ銀行窓口及びホームページで確認し、正しく記入してください。

第10号様式(第17条関係)

第 号
年 月 日

様

大垣市長

印

大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付取消通知書

年 月 日付けで交付の決定をした補助金について、補助金の交付を取り消したので、大垣市通学路ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第17条の規定により通知します。また、既に補助金が交付されている場合は、期限内において返納してください。

| | |
|---------------|-------|
| ブロック塀等の所在地 | 大垣市 |
| 補助金確定通知番号 | |
| 補 助 金 の 確 定 額 | 円 |
| 取 消 理 由 | |
| 返 納 金 の 額 | 円 |
| 返 納 期 限 | 年 月 日 |
| 備 考 | |